

關東御料所畑方百石ニ付荒稗三斗宛來酉年ノ畑方高掛ニ而御藏納爲致候積、尤石代米之儀者、荒稗壹石米貳斗宛、稗納石高ニ應じ、御物成米の内を以相渡候間、是迄稗作無之村々に而も、來酉年ノは稗作爲致、高掛の積御藏納可致旨、村々江可被申渡候、右御圍稗の儀者、御沙汰も有候間、前書之趣伺之上、申渡候間、可被得其意候、

寛政四子年五月廿五日申渡

各支配所村々之内、當春中ノ照勝ニ而天水場は勿論、用水掛り之場所に而も用水不足いたし、田方植付後れに可相成場所茂有之候得共、可成丈ヶ出情いたし、植付候様申渡置候段、被相届候、尤此頃の雨天に而者、追々植付も可相濟儀には候得共、早稻杯の所に寄候而は、實に旬後れに成、稻作仕付出來兼候も可有之儀、右體の場所は、毛替作仕付の儀、例年申達、各にも油斷無之筈之事には候得共、何品に而茂作付候得ば、乍少分茂御取箇附候儀を厭ひ、亦是當時仕付候而茂、出水の節及損毛候杯申之、打捨置候類の心得違いたし、候村方も有之趣に相聞候、當年の儀は、雜穀とても高直の事に付、小分に而も取實有之候得者、夫食足合に成候者、勿論の儀、有餘有之賣拂候得者、直段宜候に付、格別百姓勝手にも可相成儀に付、粟稗蕎麥は不及申、何品に而も其場所柄時節等に應じ、毛替植付候様いたし、右の内にも而水稗の儀者、草も高く、出水の節痛も無之ものに而貯候にも宜品に付、稗を第一に植付候様、理解爲申聞、田地不明置候様、精々可被申付候、

子五月

〔増補救荒事宜〕凶災の初毛替すべき事

補、常陸の地は、稗によろしければ、水戸殿よりの御規定ありて、例救荒の手當に、年々米に取ませ上納せしめらる、誠に御尤の事なり、其ゆへは米にてたくわへば、直段よきまゝに、諸役人ども一時の便利を見て、うり拂ふ事もあるべし、稗は元より直やすきものなれば、うるまじ、よつて終に